

行政ほっかいどう

79.1

No.110

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉

謹賀新年



目次

年頭にあたって (北海道知事) ……………	2	文芸 ……………	9
新年のごあいさつ (会長) ……………	3	誤りの多い文字 ……………	9
日行連との協議会開かる ……………	4	年計報告の提出について ……………	10
私の業務体験 ……………	6	建設業資格審査メ切について ……………	10
業研活動について ……………	8	編集後記 ……………	10

北海道行政書士会

たくましさとうるおいのある北海道づくりを

一年頭にあたって



北海道知事 堂垣内 尚 弘



道民のみなさん、明けましてのめでとうございます。

昨年、本道は開道110年を迎え、また、新しい北海道を創造する「北海道発展計画」がスタートした意義深い年でありました。

しかしながら、本道をめぐる経済情勢は依然として低迷を続け、円高、構造不況、厳しい雇用環境、稲作の大幅な減反や200海里問題などを抱え多難な年でありました。

また、有珠山周辺の泥流災害によって3名の犠牲者が出たのはじめ、交通事故、火災等によって多くの尊い人命が失われたことは、誠に残念でなりません。

私は、道政を執行するにあたり、「道民主体」、「生活優先」、「中道公平」の3点を基本理念とし、「みんなの温かい心の通い合う福祉社会」の実現を目指し、諸施策の実施に努めてまいりました。

昨年は、北海道発展計画に基づく諸事業の推進を軌道に乗せるとともに、優れた本道の自然環境を後世に引き継ぐため、都道府県としては初の北海道環境影響評価条例を制定しましたほか、老人や心身障害者、母子家庭などのみなさんに対する援護措置の充実強化、青少年基金や北海道ボランティア協会の設立、更には、全国に先がけて、婦人の方がたの地位向上と社会参加を進めるための北海道婦人行動計画の策定など、道民のニーズにこたえた道政の推進に努め

てまいりました。

申し上げるまでもなく、北海道は、四季の変化に富んだ北方的な良い自然環境に恵まれ、また、資源も豊富なことから、北方にふさわしい個性ある地域社会の発展が期待されております。

特に、道民の念願であります青函トンネルが、57年度完成を目指して着実に進められているほか、新幹線鉄道の着工、千歳空港の国際化も実現の見通しにあるなど、本年は、北海道が輝かしい21世紀に向けて新たなステップを踏み出す重要な年であります。

また、本年9月、カナダで第2回北方圏会議が開催される運びとなり、北国の生活・文化の向上をはかるために進めてきました北方圏諸地域との交流についても、一層の前進が期待されます。

本年も、道政をめぐる諸情勢は依然として厳しいものと予想されますが、私は、「北方の風土に根差したたくましさとうるおいのある北海道づくり」を目指し、北国にふさわしい活力にあふれた豊かな北海道、また、思いやりと連帯感に満ちた地域社会の実現のため当面する課題の解決に全力を挙げるとともに、本道の未来を切り開く道政の推進に努めてまいり所存であります。

新春にあたり所信の一端を申し上げ、みなさんの一層の御協力をお願い申し上げますとともに、御健勝と御多幸を祈念し、ごあいさつと致します。

昭和54年元旦

会員の和と団結そして一層の努力を

会長 榎波 弥一郎



瑞祥に満ちみちた昭和54年の新年を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

まずもって、この輝かしい元旦にあたり、「今年も平和な豊かなよい年でありますように」祈念する次第であります。

さて、昨年は政治、経済、外交共に多難な年であったと存じます。昨年の国内経済は、政府の努力にもかかわらず一向に好転を見せず、円高ドル安に終始し、物価の騰貴、景気の低迷による不況は、多くの企業倒産と数多い失業者を累加してますます深刻の度を加えてまいりました。

外交では、日中条約が締結され両国間のきずなが一層強く結ばれましたことは何よりのことでありましたが、対米、対ソ、特に東南アジアの問題は容易ならぬ事態に直面していると申せましょう。

政治面では、福田内閣が辞職し、大平新内閣が誕生しましたが何とかよい施策をもって政治と内外の不安を除去してもらいたいと願うものであります。

しかし、全国的に農産物が豊作であったことは何よりの喜びでありまして、今年もまた恵まれた作況であることを祈る次第であります。

こうした国内情勢の中で、本会としては

5月の定時総会後本年度もすでに3分の2を経過いたしました。

幸い、副会長以下役員の方々の御努力と事務局職員の方々の御協力によって、会務はおおむね順調に推移しているものと確信いたします。なお、これには先輩各位の適切な御進言御助力を受けておりまして、こうした皆様方に衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

このうち本会最大の重点事項であります車庫証明のことについては、葛西副会長、担当業研部長の方々の御努力と各支部長の方々の協力にもかかわらず、未だ業務移行の目途を得るに至らないことは遺憾な次第であり、本年もまた一層の努力を重ねる決意でございます。

さらに社労士、税理士との競合問題についても重要事項と受けとめ、関係官庁及び日行連の指導を得て努力中であります。

しかし、何れに致しても、これ等の解決にはなお日時を要しますので、全会員の和と団結と力強い御支援を切望いたします。

私達行政書士は、相互に結び合いながら教養を高め、身辺を清潔にし、さらに目的に向かって前進しようではありませんか。終りに会員諸士のご多幸とご繁栄を祈念し所感の一端を述べてごあいさつといたします。

謹んで新年の御祝詞を申しあげ 併せて
会員皆様のご多幸と御繁栄をお祈り申し上げます



北海道行政書士会	会長	榎波	弥一郎
	副会長	葛西	義雄
	副会長	星	享克
	副会長	佐藤	武正
	外役職員	同	同

日行連と北海道地方本部の協議会開かる

昭和53年11月22日午後2時30分より約2時間、札幌市北農会館において、支部長会、理事会合同会議のあとを受け、日行連の主催により、北海道地方本部との協議会が開催されました。

地方本部は、単位会相互の地域的連絡調整を図るためのもので、全国に9地方本部をおき、本州は数単位会で1地方本部を構成しているが、本会のみ1単会1地方本部となっています。

主催側からは、佐藤連合会長(東京会長)山本副会長(静岡会長)加藤広報部長(神奈川会長)原口事務局長が出席しました。

- 日行連側から
- ア 車庫証明業務の現況と今後の方針について(日本行政70号14P参照)
- イ 税理士法改正反対について(日本行政70号25P参照)
- ウ 監察強調月間について(日本行政70号25P、同71号4P参照)
- エ 会則の改正に伴う地方協議会への移行について(地方本部が地方協議会に改称された)等について協議事項として提出されたが、特に車庫証明問題については活発に論議が展開された。

また、本会からはこの協議会に次の事項について要望するとともに、要望書として日行連会長に提出した。

要 望 事 項

- I 行政書士法の改正について
行政書士の提出代理を法定業務として規定化を望みます。
しかし、行政書士の業務は広範多岐に

わたり関係官公庁の窓口も極めて多数のため、その実現は困難であることも予想されますので、その場合は、とりあえず、行政書士に対しては、社労士と同様に労働社会保険諸法令に基づく書類の提出代理だけでも、早急に法制化の実現を要望致します。

- II 行政書士の業域確保対策について
 - 1 制度改正に対する最善の配慮方について
社労士法の改正は、行政書士にとっては、全く従来のおりであるということでありましたが、同法の改正により提出代理が規定され、このことにより行政書士が作成した書類の提出代理(使者)が認められないとすれば、労働社会諸法令に基づく書類の作成は、実質的に行政書士の業務から除外されたと同様となります。
予想しない法律改正によって行政書士がマイナスにならないよう機構の再検討等最善の御配慮を要望致します。
 - 2 税理士法の改正について
先般すでに御要望のとおり、現在の反対運動は既得権の侵害に目を向けていますが、近く立法化が予想される一般消費税(間接税)を税理士の業務として政令で定められないようにするための対策の推進が当面重要であり、また記帳代行を税理士業務として制度化されるときは、行政書士の業務としても同時にその制度化を図るよう要望します。
 - 3 行政書士業務の啓発について
テレビ又は新聞広告等により行政書士の業務の啓発宣伝事業の検討をお願い致します。
- III 執行部の体質改善について
顕彰対象者は別途に待遇の方策を考慮

し、実務者により構成する役員選出方法の実現方につき御配慮願います。

- IV 会員本位の重点的会務運営について
行政書士会の会員は、多くの併有資格者を含み構成されているが、専門行政書士の声を洞察しての会務の運営が必要と思われま。

会費は、会員のメリットになるよう使わなければならない、各種の事業計画もそこに重点をそそがなければならないと考えます。

日行連は、会員の業域保全のために制度改正の動向に重点を指向し、また、現行法律を明確にするため、不明の点は行政解釈を求め、士業界は協力して相互不可侵、相互提携の実をあげ、一方、内には業務取扱いの専門化を推進し、会員相互の提携により、国民に対しては「行政書士の事務所へ行けば、ことが足りる。」という印象を与える指導を全国的に展開する必要がありますと考えます。

会費は、税と同じく安いほど善政を施すこととなりますので、冗費の節約につとめ会費の値上げは極力延伸を望みます。

- V 行政書士が行う社労士業務の安定化について

1 行政書士の提出代理について
行政書士の提出代理に関する本会からの照会に対しては、未だ、回答を得ていませんが、本年9月1日の社労士法施行以来相当期間を経過していますので、早急に文書回答を求めてください。

- 2 社労士法の改正特別決議、附帯決議に対する対応について

昭和53年法律第52号による社労士法改正の際「すでに行政書士の資格を得ている者を除いては、近い将来社会保険労務士の業務と行政書士の業務の完全な分離を図る措置を講ずるものとする。」の衆・参社労委決議に対応し、将来、このことの措置が講じられる場合には、最少限度、その時点において行政書士会の会員である者に対しては、社労士資格を附与するよう、いまのうちから日社連と日行連との間で折衝を進め、その確約を得ておくようお願い致します。



私の業務体験

上磯町字会所町191番地3
函館支部 安 保 幸 雄(60才)

昭和48年8月末で役所(官庁)を退職し鉄工関係の会社に就職したが1カ月で倒産、その後約2カ月先輩の経営する会社(測量設計事務所)に就職、11月末に退職しました。この間に行政書士の登録を終え、12月1日より行政書士としての業務を始めました。

開業はしたものの、書士としての業務の範囲はもとより、応接態度会話等について函館支部である黒島事務所に約半月間実務勉強に通いました。幸い、黒島事務所は業務の範囲も広く、依頼者も1日10人以上はこられ、黒島先生をはじめ鎌田先生、また女子職員にもいろいろと指導して頂きました。この中で接客に対する応待がそれぞれ異った個性があるので良い勉強になり、またこの間に得た教訓は、いつも笑顔で応待すること、依頼者の身になって相談に応ずること、依頼者が安心して話の出来る受け入れ態度を示すことであります。

業務の種別の選択には本当に迷いました。範囲が広い自分どの業種が適合しているか、永続的に続く仕事はどれかといういろいろ検討したところ図面を引く仕事と農地転用の仕事であります。これについても始めての仕事であるので農地法を懸命に勉強しました。その様なことをしているうちに12月になりました。農地の業務に附随して上磯町に所在している有限会社の印鑑証明書の交付申請手続きが発生しました。業務開始して20日目のことでもあり、どのようにしたらよいのか全くわかりませんので、早速、黒島事務所に指導を受けに行きました。それで委任状と印鑑登録交付申請書用紙に会社の登録印を押してもらうこと、

代表者の住所、氏名、生年月日を聞いて来ること、できれば古い会社謄本でも借りてくるよう指導を受け、直ちに依頼先に行き用紙に捺印し、古い謄本一通を借り受け、また黒島事務所にもどり見本を見せて頂き書き入れましたが、どうしても不安のため黒島先生に見て頂いたところ「よし」と言うので函館地方法務局の窓口差し出したところ、係員は私の顔と書類を見ながら何か言いたげな素振りであったように見受けられました。もし何か質問されたらどうしようと言うことが先立って顔が引きつっていたように思います。

私には差し出した書類が、どのような方法で処理され、私の手元に戻ってくるのか全くわからないので、窓口でじっと立って待っていたが、係員は法務局備付の印鑑登録簿と照合して、ようやく交付してくれた時は「ほっ」とし、その証明書を持ってまず黒島事務所に行き礼をのべ、そこで約20分程世間話をして事務所に帰った時は、つかれが一度に出て来た感じでありました。この時の報酬額は金300円でした。

ちなみに事務所より依頼主迄8km、依頼主より法務局迄10km、事務所より黒島事務所迄2km、計30km、要した時間は2時間ぐらいでした。

結局、昭和48年度行政書士としての報酬額は年計報告にも記入報告したが300円でした。(昭和49年度本会の定時総会が札幌で行われた時にオブザーバーとして参加した際、札幌の代議員より年計報告について質問があり、その時年間300円より業務をやっていない書士もいるが、このような書士は……と言うことがありました。この時は私のことだと直感しました。だが私は私なりの仕事であればそれでよい、「業務開始はこれでよい」と自分に言いかけたことは忘れることができません。また、それ

が今では私の業務の支えにもなっていると思っています。)年末年始は私に考える時間を与えてくれました。今後、私の業務の考え方、進む方向、社会的に信用を得ることにより仕事もくること、多くの人に接すること、いろいろな業界の諸行事に参加すること、また仕事は仕事によって教わるもの等いろいろ考え、反省もしました。

昭和49年2月、黒島先生から呼び出しがあり、ハイヤー会社の設立があるので手伝えとのこと、私は喜んで手伝いました。資料は黒島事務所である程度は集めておりましたが、陸運事務所をはじめ、関係官庁及び会社に走り回り約1カ月かかって申請書を作成し、陸運事務所に申請したことが私にとっての仕事らしい仕事でした。

4月に入り、農地転用の書類作成するのに、作図に当り私の図面に一つの特徴を考えました、それは、農業委員会の印象を深めるため一枚の用紙に全部を書き入れ、特に建物平面図については簡単に理解する方法で記入し、いまでも続けており、委員会に喜ばれています。

6月に入り、上磯町の市街化区域(地目畑)に土地所有権移転に伴う開発行為申請書及び農地転用申請手続の依頼を受けましたので、先輩の測量設計事務所の社長と相談し協力を得ることを約束したので、業務依頼を受理し作業にかかりました。ここで依頼者より9月15日迄に所有権移転完了を終了することの条件が付されました。6月10日に受理し、97日目に完了することは無理だとの批判もありましたが、一旦引受けた以上は完成させなければならないと言う信念に基づき、関係官公庁との連絡を密にして資料の收拾から始めました。まずは現地測量から造成設計、開発行為申請手続、これに伴い依頼者は本社が東京なので工事見積、工事人選定、工事契約立会、工事監

督、完成届、検査立会と昼夜の別なく努力した結果、9月15日迄に所有権移転を完了した時には、さすが、これが男の仕事だと言う実感が湧いてきました。その後、先輩の仕事(測量)を手伝いながら仕事を進めてきました。

昭和50年には開発行為申請書、土木設計及び測量、農地転用申請及び届出、建設業許可申請、社会保険関係、会社設立関係、相続関係、その他種々の業務を行いました。

昭和51年においても前年同様でしたが、業務の開拓及び前進のため上磯町に事務所移転計画を考え、先輩の測量会社社長と相談し、同事務所の土地家屋調査士との合同事務所若しくは総合事務所の実現に努力したところ、調査士の了解を得たので12月に事務所を移転し開業したのであります。52年には総合事務所として住民と官公庁のパイプ役として各種の相談に本格的に乗り出し新たな業務の分野として林地開発行為、農家の2、3男の分家による開発行為の宅地申請、市街化調整区域における大型農機具修理工場建設のための開発行為申請手続き等巾広く押し進めたのであります。これにより種々仕事の壁に突き当たりましたが今日迄は何とか業務を処理して参りました。

今後は車庫証明申請手続等業務も拡大し一層の努力をすると共に、私どもの職員も仕事には誠実であり勤勉です。今日このように無事仕事をしていることは住民のおかげと思っており、先輩とよい職員に恵まれているからだと思っています。

開業してからまだ5年、まだまだ未熟であり、今後5年間は努力しなければならないと思っております。私の業務の安定は私が仕事から離れて過去を振り返ることのできる時期だと思っています。

これからも職員7名と共に一層の勉強と努力を続け、依頼者の良き相談相手と

なって末長く業務を行って参りたいと思っています。

仕事は与えられるものではなく、自分で開拓するものと思います。また時間にこだ

わることなく、いつでも業務遂行の態勢を整えておくことが私達書士の使命ではないかと思っております。

網走支部の業研活動について

業務研修部 佐藤(兆)理事

網走支部の業務研修活動において、特色のある点として業務指導員制度がある。

これは、当支部において各部門ごとに、業務にたんのうな会員を支部が業務指導員に委嘱するものである。

支部会員は、業務について指導を受けたという場合は、地区委員長の手元にある指導員名簿により各部門ごとの指導員より指導をうける訳である。

依頼のあった業務を断わずに引き受けることこそ行政書士への信頼度を高める、という今野支部長の方針により実施されて

おり2年目になるが、注目すべき成果をあげている。

次に業務研修会の受講者には支部より修了証書を発行している。これは、何々の業務については支部実施の研修を終了したというもので、会員の事務所に貼っておけるような体裁のものである。それだけに講師も受講者も極めて熱心で、飛躍的に業務研修に対する関心が強まっている。

ややもすればマンネリ化しがちな業務研修に常に新しい企画で対処する網走支部の今後注目したい。



誤りの多い文字

空知支部 大木義人

毎々何かとご配慮を賜り深謝申し上げます。会報に連載の「公用文の書き方」は好個の資料と拝見しています。またNo.109号の「字典こそ別れられない女房の一人」を興味深く拝見しました。

つきましては、いわば文字の専門家である土業の先生方のなかにも、手書き書類には、かなり誤字・俗字を使用している事例を見うけます。

たとえば一耘(俗字)・分(誤字)・初(誤字)・切(誤字)・賤(誤字)・査(旧字体)・𪛗(𪛗とは別字)・𪛗(ロク・リョクで働とは別字)・丈(誤字)・別(誤字)・𪛗・𪛗(?) ETC.

編集委員会

大木先生からは市役所職中に作成された研修資料を同時にご送付いただきましたので、次号から逐次利用させていただくことにします。

俳句

旭川支部 吉岡一言人

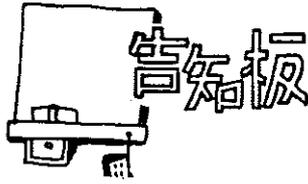
パン買って戻りひとりの煖炉焚く
月の鴨羽音聞えて見えて来る
雪卸せねばと二日三日経ち
雪卸す人頼めたる安堵かな
軒氷柱はらふ日本晴の朝

新年

室蘭支部 昭和 新山子

墨の香に試筆の膝を正しけり
初日いま黄金の鶏を放ちけり
壺に満たすインク青赤事務始
カナリヤの餌もかえてやり初手水
成人のそれより紅を刷くことも





編集後記

1月20日は
建設業資格審査の〆切日です

会費第4期分(1月~3月)

1月が納期です

※12月分までが未納の方は至急おさめてください。会務の円滑な運営と督促の経費と手間をはぶくためにも早く完納してください。

年計報告は
1月末日まで(期日厳守)
に提出してください

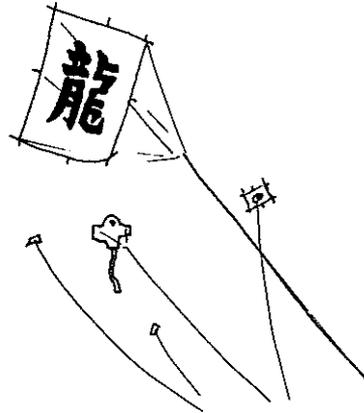
53年分は付帯調査も併せて行いますので
よろしく願います。

用紙は2枚送付してありますので1枚は
控としてください。

全会員とご家族の皆様には、お元気で新年を迎えられたこととおよろこび申し上げます。円高不況と目まぐるしく変る社会情勢のうちに迎えた新年でございますが、希望あふれる年にしたいものです。会報も会員各位の激励の数々と、ご投稿により内容の充実を図り、読んで頂く会報にしたいものと私ども編集者一同努力いたしておりますので、何分のご援助を賜りますようお願い申し上げます。

今年もまた、昨年同様の状態が続くのではないかと予測されますが、お互い元気で乗り切っていきたいものです。会員皆様のますますのご発展とご健康でありますよう祈念いたします。

なお、紙面の関係上本号も「公用文の書き方」は割愛いたしました。



'79.1 第110号・昭和54年1月1日発行

発行人 榎波 弥一郎
編集人 下国 富士夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2条西4 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221
221-1222